

令和4年3月

荷主企業 各位

国土交通省 九州運輸局 鹿児島運輸支局
(公社) 鹿児島県トラック協会

燃料価格高騰に伴う燃料サーチャージ制の導入について（お願い）

平素から鹿児島県内のトラック運送事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県のトラック運送事業者を取りまく環境は、新型コロナウイルス感染拡大による輸送量の減少により事業経営に大きな影響を及ぼしているなか、世界経済の回復基調に伴う原油価格の上昇に加えて、ウクライナ情勢の緊迫化に伴う更なる燃料価格高騰により、事業存続に係る大きな危機に直面しています。

国では燃料価格の高騰対策として、平成20年に「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」において、燃料価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建ての運賃として設定できることとしました。

また、令和2年4月の国土交通省の告示に基づき、鹿児島県トラック協会員のほぼ全ての運送事業者が届け出た「標準的な運賃」において、軽油価格は100円/ℓで算出し、超えた場合は、別に収受するよう設定しています。

しかしながら、燃料価格の高騰分については、トラック運送事業者は収受できていないのが実態であり、トラック輸送を利用される荷主の皆様のご理解が必要であります。

つきましては、燃料価格高騰による事業者の窮状をご理解いただくとともに、安定した輸送力を確保するためにも下記事項につきまして、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 燃料サーチャージ制の導入について

本県トラック運送事業者は国の告示した標準運賃に従い、燃料サーチャージ制（100円/ℓを超えた場合割増しを行う）を導入していますので、荷主の皆様におかれては、燃料サーチャージの収受ができますようご理解をよろしくお願いいたします。（別添リーフレットを参照）

2 「標準的な運賃」の活用について

トラックドライバーの労働条件の改善・ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、すべてのトラック運送事業者が法令を遵守して持続的に事業を行う上で参考となる「標準的な運賃」を国土交通大臣が告示しました。

(別添パンフレットを参照)

荷主の皆様におかれましては、持続可能な物流の実現に向けて、「標準的な運賃」の活用へのご理解とご協力をお願いいたします。

<本件に関するお問い合わせ先>

(公社)鹿児島県トラック協会 適正化事業課 TEL : 099-210-9498(直通)

国土交通省 九州運輸局 鹿児島運輸支局 TEL : 099-261-9192(ガイダンス番号3)

適正な運賃・料金の收受 燃料サーチャージへの ご理解をお願いいたします

24時間365日、国民生活を支えるため、日夜走り続けるトラックドライバーは、全産業平均より2割長い労働時間、1〜2割少ない賃金のため、新しい担い手が集まりません！
トラックドライバーの労働環境改善が必要です！
各社知恵を絞り何とかやり繰りして必死に事業継続をしていますがもう限界です！

燃料価格の高騰に、76%が20両未満の小規模事業者の集まりであるトラック業界は、運賃・料金の値上げのための交渉さえできないこともあります！

いくら荷物を運んでも赤字では、事業を継続できません。トラック事業者が減少すると、輸送の円滑な状態は維持もできません。
輸送が滞る日常を考えてみてください。
コンビニ、スーパーに食品が無い！地方の農産品、水産品が都会に届かない！日本経済がとまってしまおうでしょう！

燃料価格
高騰

2023年4月から
月60時間超
割増賃金率50%への
引き上げの対応

2024年問題
時間外労働の上限規制
960時間への対応

国内輸送の92%を担うトラック輸送はいま最大の危機！
各社の事業継続につながる問題です

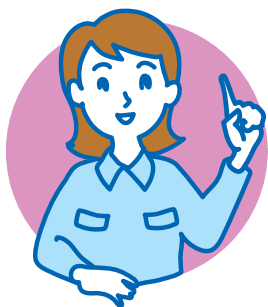
安定的な輸送を確保するためには 標準的な運賃と燃料サーチャージ等 適正な運賃・料金の収受が必要です



燃料サーチャージとは

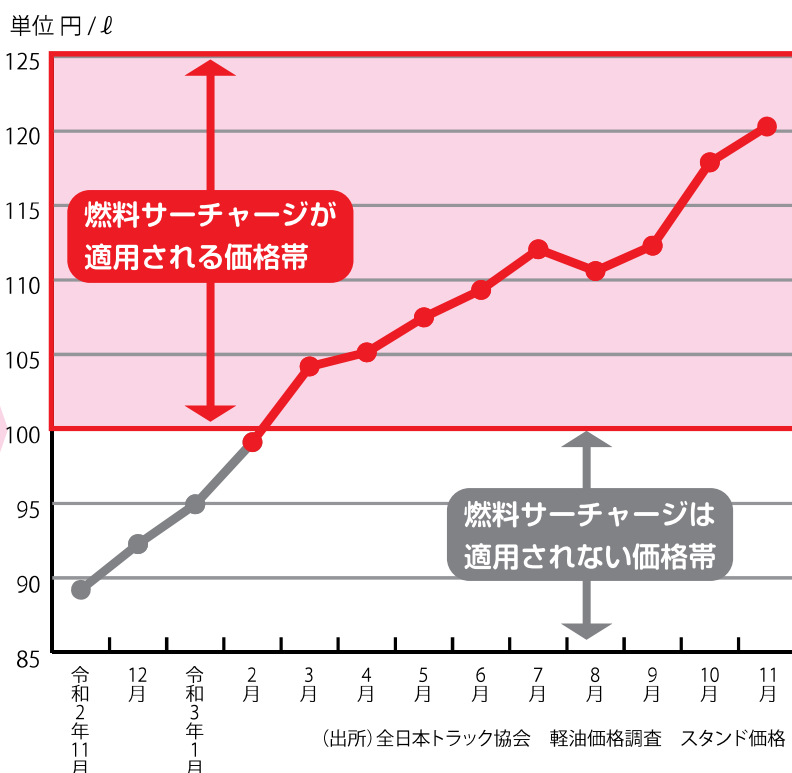
燃料サーチャージとは、燃料等の価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建ての運賃として設定する制度です。

「標準的な運賃」の詳細は、こちらをご確認ください。



軽油価格の推移と燃料サーチャージの考え方

「標準的な運賃」では、
軽油の基準価格は100円/ℓ
に設定されており、それを上回ると
燃料サーチャージが必要となります。



燃料費の上昇分の負担を拒むと 法令違反となるおそれがあります!!

運送委託者が運送事業者から燃料費等の上昇コストを運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、下請法・独占禁止法に違反する恐れがあります。

また、**貨物自動車運送事業法による荷主等に対する「働きかけ」「要請」「勧告・公表」の対象**になります。

燃料費の上昇を踏まえた
運賃・料金の見直しの協議を
拒んでいませんか？

燃料サーチャージの導入要請が
あったにもかかわらず、
協議を拒んでいませんか？



こんな取引を目指しませんか？

- 運送事業者と定期的に協議し、運賃・料金を見直しましょう。
- 急激な燃料価格上昇など突発的な事態に際しては、随時協議により運賃・料金を見直しましょう。

標準的な運賃 燃料サーチャージ計算例

国土交通省告示「標準的な運賃」 関東運輸局 距離別運賃による大型車の計算例

前提
条件

- ・ 走行距離：1,100km（東京～福岡間）〈標準的な運賃 316,590 円〉
- ・ 燃 費：3.3km/ℓ
- ・ 燃料価格上昇額を仮に 20 円上昇とすると→算出上の燃料価格上昇額 17.5 円（※注）

計算式

$$\begin{aligned} & \text{走行距離 (km)} \div \text{燃費 (km/ℓ)} \times \text{算出上の燃料価格上昇額 (円/ℓ)} \\ = & \mathbf{1,100} \text{ (km)} \div \mathbf{3.3} \text{ (km/ℓ)} \times \mathbf{17.5} \text{ (円/ℓ)} = \mathbf{5,834} \text{ 円} \\ & \text{(標準的な運賃の約 2\%)} \end{aligned}$$

※注 標準的な運賃の通達では、基準価格 100 円～105 円は「算出上の燃料価格上昇額」が 2.5 円とされています。以降価格が 5 円上昇するごとに「算出上の燃料価格上昇額」も 5 円上昇するよう規定されています。そのため、20 円上昇の場合は、「算出上の燃料価格上昇額」は 17.5 円となります。

国土交通省

「燃料サーチャージガイドライン」



国土交通省

「標準的な運賃 燃料サーチャージについて」





ご不明な点は各地の相談窓口へ

国土交通省では、適切な運賃・料金の収受について、トラック事業者からの疑問・相談について、各地方運輸局、各地方運輸支局の相談窓口を設けております。

国土交通省 トラック輸送適正取引相談窓口

担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号	担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号	
自動車局	貨物課		03-5253-8575		自動車交通部	貨物課	06-6949-6447	
北海道運輸局	自動車交通部	貨物課	011-290-2743	近畿運輸局	大阪運輸支局	輸送部門	072-822-6733	
	札幌運輸支局	輸送・監査部門	011-731-7167		京都運輸支局	輸送・監査部門	075-681-9765	
	函館運輸支局	輸送・監査部門	0138-49-8863		奈良運輸支局	企画輸送・監査部門	0743-59-2151 (ガイダンス番号:4)	
	旭川運輸支局	輸送・監査部門	0166-51-5272		滋賀運輸支局	企画輸送・監査部門	077-585-7253	
	室蘭運輸支局	輸送・監査部門	0143-44-3012		和歌山運輸支局	輸送・監査部門	073-422-2138	
	釧路運輸支局	輸送・監査部門	0154-51-2514		神戸運輸監理部	兵庫陸運部	輸送部門	078-453-1104
	帯広運輸支局	企画輸送・監査部門	0155-33-3286			自動車交通部	貨物課	082-228-3438
	北見運輸支局	企画輸送・監査部門	0157-24-7631			広島運輸支局	輸送・監査部門	082-233-9167
東北運輸局	自動車交通部	貨物課	022-791-7531	中国運輸局	鳥取運輸支局	輸送・監査部門	0857-22-4120	
	宮城運輸支局	輸送・監査部門	022-235-2517 (ガイダンス番号:3)		島根運輸支局	輸送・監査部門	0852-37-1311	
	福島運輸支局	輸送・監査部門	024-546-0345 (ガイダンス番号:3)		岡山運輸支局	輸送・監査部門	086-286-8122	
	岩手運輸支局	輸送・監査部門	019-638-2154 (ガイダンス番号:3)		山口運輸支局	輸送・監査部門	083-922-5336	
	青森運輸支局	輸送・監査部門	017-739-1502		四国運輸局	自動車交通部	貨物課	087-802-6773
	山形運輸支局	輸送・監査部門	023-686-4711 (ガイダンス番号:3)			香川運輸支局	企画観光・輸送・監査部門	087-882-1357
	秋田運輸支局	輸送・監査部門	018-863-5811 (ガイダンス番号:3)			徳島運輸支局	輸送・監査部門	088-641-4811
	関東運輸局	自動車交通部	貨物課			045-211-7248	愛媛運輸支局	輸送・監査部門
東京運輸支局		輸送部門	03-3458-9231 (ガイダンス番号:1)	高知運輸支局	輸送・監査部門	088-866-7311		
神奈川運輸支局		輸送部門	045-939-6800 (ガイダンス番号:1)	自動車交通部	貨物課	092-472-2528		
埼玉運輸支局		輸送部門	048-624-1835 (ガイダンス番号:3)	福岡運輸支局	輸送部門	092-673-1191 (ガイダンス番号:2)		
群馬運輸支局		企画輸送・監査部門	027-263-4440 (ガイダンス番号:1)	佐賀運輸支局	企画輸送・監査部門	0952-30-7271 (ガイダンス番号:1)		
千葉運輸支局		輸送部門	043-242-7336 (ガイダンス番号:2)	長崎運輸支局	輸送・監査部門	095-839-4747 (ガイダンス番号:2)		
茨城運輸支局		輸送部門	029-247-5348 (ガイダンス番号:1)	九州運輸局	熊本運輸支局	輸送・監査部門	096-369-3155 (ガイダンス番号:3)	
栃木運輸支局		企画輸送・監査部門	028-658-7011		大分運輸支局	輸送・監査部門	097-558-2107 (ガイダンス番号:3)	
山梨運輸支局		企画輸送・監査部門	055-261-0880		宮崎運輸支局	輸送・監査部門	0985-51-3952 (ガイダンス番号:2)	
北陸信越運輸局		自動車交通部	貨物課	025-285-9154	鹿兒島運輸支局	輸送・監査部門	099-261-9192 (ガイダンス番号:3)	
	新潟運輸支局	輸送・監査部門	025-285-3124	沖繩総合事務局		運輸部	陸上交通課	098-866-1836
	長野運輸支局	輸送・監査部門	026-243-4642	陸運事務所	輸送部門	098-877-5140		
	石川運輸支局	輸送・監査部門	076-208-6000 (ガイダンス番号:1)					
	富山運輸支局	輸送・監査部門	076-423-0893					
中部運輸局	自動車交通部	貨物課	052-952-8037					
	愛知運輸支局	輸送・監査部門	052-351-5312					
	静岡運輸支局	輸送・監査部門	054-261-1191					
	岐阜運輸支局	輸送・監査部門	058-279-3714					
	三重運輸支局	輸送・監査部門	059-234-8411					
	福井運輸支局	輸送・監査部門	0776-34-1602					

本内容について、トラック輸送の取引条件を取り決めする部署に回付し、周知をお願いいたします。



公益社団法人
全日本トラック協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番地5号
TEL: 03-3354-1009 (代表) FAX: 03-3354-1019

令和2年
4月

トラック輸送の 「標準的な運賃」 が定められました

国土交通省では、トラックドライバーの労働条件の改善・ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、トラック運送事業者が法令を遵守して**持続的に事業を行う際の参考となる標準的な運賃の告示**を行いました



トラック輸送の「標準的な運賃」に
ご理解・ご協力をお願いいたします



国土交通省
九州運輸局 鹿児島運輸支局



公益社団法人
鹿児島県トラック協会

平成30年12月

「貨物自動車運送事業法」が改正されました

経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務について、令和6年度から時間外労働の限度時間（960時間）が設定される（＝働き方改革法施行）こと等を踏まえ、**その担い手である運転者を確保できず、重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善**する必要があること等に鑑み、以下の措置が講じられました。

規制の適正化

事業者が遵守すべき
事項の明確化

荷主対策の深度化

標準的な運賃の告示制度の導入

背景

- 原価を回収できる運賃（対価）の收受が必要
- 結果、法令遵守した、持続的な経営が困難

標準的な運賃の
告示制度の導入

（令和2年4月24日告示）
法令を遵守して、持続的に事業を
行う際の参考となる運賃の告示

国土交通省が告示した

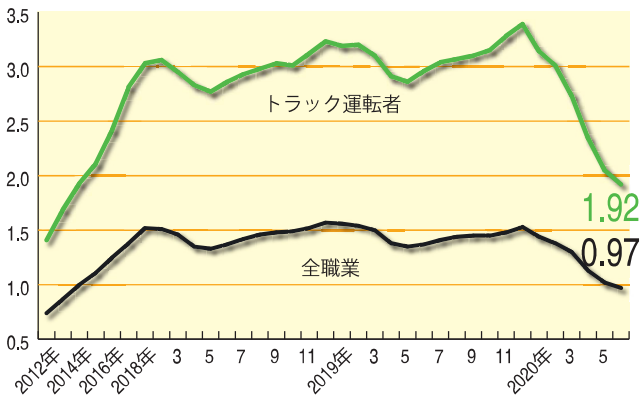
標準的な運賃は次のように設計されています。

運賃表の種類	距離制運賃	時間制運賃		
地域	地方運輸局等のブロック（10ブロック）単位			
車型	バン型の車両で設定			
車種	 小型車（2tクラス）	 中型車（4tクラス）	 大型車（10tクラス）	 トレーラー（20tクラス）
対象となる運送契約	車両を貸し切って貨物を運送する場合の契約を前提に設定			
元請・下請の関係	元請事業者の備車費用・管理料は含まず、実運送を行う場合に要する原価について計算			

データで見るトラック運転者

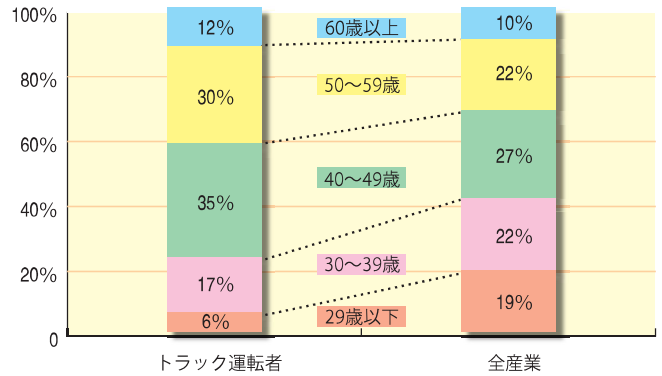
トラック運転者不足

有効求人倍率 全職業平均より約2.0倍高い



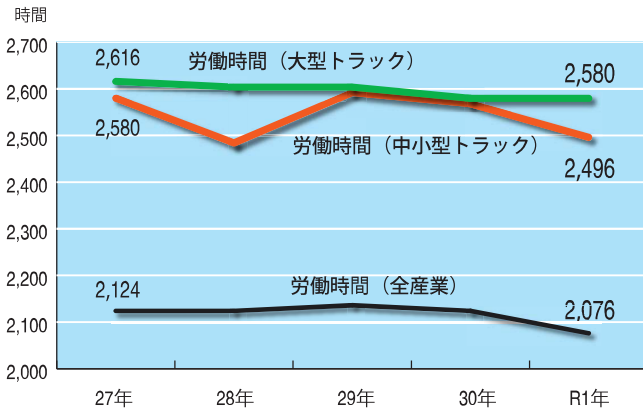
トラック運転者の高齢化

年齢構成 全産業平均より若年層の割合が低く、高齢層の割合が高い



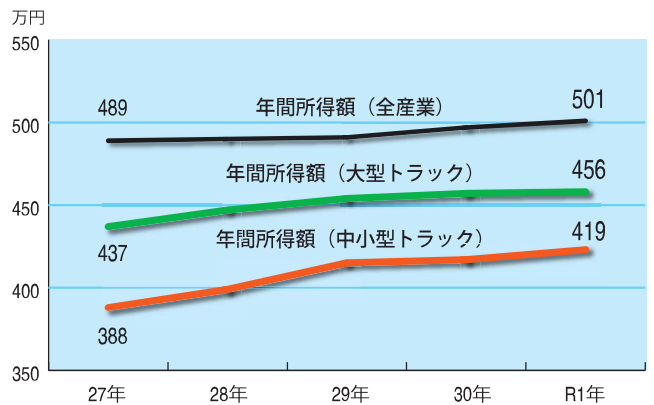
他産業と比べ長時間労働

年間労働時間 全産業平均より約2割長い



他産業と比べ低い賃金

年間所得額 全産業平均より約1割～2割低い



(出所) 「一般職業紹介状況」及び「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)「労働力調査」(総務省)

「標準的な運賃」

料金や実費

料金(待機時間料、積込・取卸料、附带業務料)や実費(高速道路利用料、フェリー利用料、燃料サーチャージ等)については**標準的な運賃には含まれていない**ため、別途収受することとされています。

運賃(運送の役務の対価)

+

料金(積込・取卸料、附带業務料)
実費(高速道路利用料、フェリー利用料等)

運賃、料金の適用ルール

運賃、料金、実費をどのようなルールで適用するか、割増や割引の適用方法等、告示内容を補完する事項を各トラック運送事業者が「**運賃料金適用方**」として定めます。

割増 特殊車両、休日、深夜・早朝、品目別、特大品、悪路、冬期、地区割増

割引 長期契約、往復割引

その他 割増・割引範囲の設定、個建、待機時間料、積込・取卸料、附带業務料、実費(有料道路、フェリー利用料等)

取引先毎に契約書・覚書により取引条件を規定

標準的な運賃の告示内容

〔令和2年国土交通省告示第575号（令和2年4月24日）〕

I 距離制運賃表

九州運輸局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	小型車 (2t クラス)	中型車 (4t クラス)	大型車 (10t クラス)	トレーラー (20t クラス)
10km	12,370	14,370	18,430	23,040
20km	13,890	16,160	20,870	26,230
30km	15,410	17,960	23,320	29,410
40km	16,930	19,750	25,760	32,600
50km	18,460	21,550	28,210	35,790
60km	19,980	23,340	30,650	38,980
70km	21,500	25,130	33,090	42,160
80km	23,020	26,930	35,540	45,350
90km	24,540	28,720	37,980	48,540
100km	26,070	30,520	40,430	51,720
110km	27,580	32,280	42,790	54,800
120km	29,100	34,050	45,160	57,880
130km	30,620	35,820	47,520	60,960
140km	32,140	37,580	49,890	64,030
150km	33,660	39,350	52,260	67,110
160km	35,180	41,120	54,620	70,190
170km	36,700	42,880	56,990	73,260
180km	38,210	44,650	59,360	76,340
190km	39,730	46,410	61,720	79,420
200km	41,250	48,180	64,090	82,500
200km を超えて 500km まで 20km を増すごとに 加算する金額	3,020	3,500	4,660	6,050
500km を超えて 50km を 増すごとに加算する金額	7,560	8,750	11,650	15,140

II 時間制運賃表

九州運輸局

(単位：円)

種別		車種別	小型車 (2t クラス)	中型車 (4t クラス)	大型車 (10t クラス)	トレーラー (20t クラス)
基礎額	8時間制	基礎走行キロ 小型車は 100km 小型車以外のもの 130km	30,890	36,980	48,060	60,680
	4時間制	基礎走行キロ 小型車は 50km 小型車以外のもの 60km	18,530	22,190	28,840	36,410
加算額		基礎走行キロを超える場合は、 10km を増すごとに	280	340	510	710
		基礎作業時間を超える場合は、 1 時間を増すごとに(4 時間制 の場合であって、午前から午後 にわたる場合は、正午から起算 した時間により加算額を計算 する。)	2,840	2,980	3,190	3,770

III 運賃割増率

特殊車両割増	冷蔵車・冷凍車……………	2 割
休日割増	日曜祝祭日に運送した距離に限る……………	2 割
深夜・早朝割増	午後 10 時から午前 5 時まで運送した距離 ……	2 割

IV 待機時間料

時間	小型車 (2t クラス)	中型車 (4t クラス)	大型車 (10t クラス)	トレーラー (20t クラス)
30 分を超える場合において 30 分までごとに発生する金額	1,670 円	1,750 円	1,870 円	2,220 円

V 積込料、取卸料、附帯業務料

積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として収受

VI 実費

有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として収受

VII 燃料サーチャージ

別に定めるところにより収受

VIII その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

国土交通省 適正取引相談窓口

「標準的な運賃」に係る内容について随時対応します
お気軽にご相談ください



国土交通省

九州運輸局 鹿児島運輸支局 (谷山港庁舎)

〒891-0131 鹿児島市谷山港2丁目4番1号

輸送・監査部門 TEL: 099-261-9192 (ガイダンス番号3)

FAX: 099-261-9169



公益社団法人

鹿児島県トラック協会

〒891-0131 鹿児島市谷山港2丁目4番15号

TEL: 099-261-1167

FAX: 099-261-1169

適正化事業課 TEL: 099-210-9498

FAX: 099-262-5500

標準的な運賃は、
以下のQRコードから
ご覧いただけます。



トラック 標準的な運賃で、検索して下さい。

トラック 標準的な運賃 検索